

未払い賃金請求に対し

SEKは支払いを拒否！！

6月27日付で出向に出されている組合員が、SEK大阪支社長あてに始業点呼場までの徒歩時分と朝夕の更衣時間の未払い賃金について請求していました。（『CHANGE No. 65』参照）

7月11日にSEK大阪支社から「会社として適正に処理していますので未払い賃金は支払いません」と通告してきました。

SEKの各職場で、点呼場まで徒歩移動を行っているのは、台検職場と機動職場だけで他の職場では徒歩移動はないのです。また、総合庁舎の2階がSEKのフロアになっており、2階に更衣ロッカーがあるため、そこで作業服に着替え安全靴、ヘルメット等を着用して現場の点呼場まで徒歩移動しています。これらのことから更衣や移動にかかる時間は労働時間であり賃金の支払いが必要であると私たちは考えますが、SEK会社は、「適正に処理している」として労働時間と認めず賃金も支払おうとしません。JR東海の大阪台車検査車両所と同じです。

問題の根本は余裕がない作業ダイヤだ！！

SEKが作業現場で始業点呼を行うのは、作業ダイヤに余裕がないからです。特に台車交換作業日は点呼場は始業点呼後すぐに作業に取り掛からないと間に合いません。その為、徒歩時間も更衣時間もSEKは削る必要があるのです。台検職場でも作業ダイヤに余裕がないと聞きますが、始業点呼のやり方等変更し、変更に伴う教育を行としています。

なぜ未払い賃金請求が出た後に変更するのでしょうか？

私たちは、今回の未払い賃金請求は同じ仕事をしている全ての労働者が関係することであり、諦めることなく現場で働く労働者が損をしない職場にするためにあらゆる手段を駆使しながら取り組んでいきます。

社員の皆さん！損をしない職場にするために声を上げていきましょう！！